

総合無線局監理システム 調達計画書

(区分：最適化対象業務・システム)

特定情報システムの該当 (有・無)

平成 26 年 3 月

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課電波利用料企画室

1 システムの全体像

(1) システムの概要

総務省では、無線局免許申請等に係る事務処理や無線局諸元等について、システムを用いた総合的な処理・管理を行うため、平成5年度より総合無線局監理システム（以下「PARTNER」という。）の開発を行い、平成8年4月に運用を開始した。

※PARTNER : Productive and Reliable Telecommunications Network for Radio stations

また、PARTNERは、無線局免許に関する情報を格納したデータベース（以下「データベース」という。）を有しており、無線局監理に係る行政事務の大幅な効率化、無線局免許人等への行政サービスの向上、行政施策の企画・立案を支援することを目的としている。

PARTNERが支援する主な業務の内容は、表1.1のとおり。

表 1.1 PARTNER が支援する主な業務の内容

No	対象業務	主な業務内容
1	基幹系業務	主に無線局の許認可等に直接関わる業務、すなわち無線局の免許・登録に関わる申請・届出等（電子申請及び書面申請）の処理、技術計算を要する審査、無線局の定期・臨時の検査（監督）、重要無線通信の伝搬障害防止、回議・決裁・供覧及び文書管理等に関すること。
2	情報系業務	無線局の許認可に直接関わらないが、電波監理に必要となる各種の付帯業務、すなわち周波数の利用状況の把握及び利用計画の策定、不法無線局の監視業務の支援、無線局数等の統計データ管理、現に有効な無線局の免許に関する情報の公開、電波の利用状況調査等の業務に関すること。
3	データベース管理業務	無線局の諸元情報を登録・管理するデータベース（無線局データベース等）の状態を、常に最新かつ整合性の取れた状態に保つ作業に関すること。

(2) 業務・システム最適化の概要

総務省では、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の「レガシーシステム見直しのための総務省行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、外部のコンサルティング事業者が実施した刷新可能性調査の結果を踏まえ、「総合無線局監理システム将来計画」（平成26年3月31日電波行政情報化推進委員会決定）を策定した。

また、平成16年6月14日には「電子政府構築計画」が一部改定され、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第2版」（平成16年2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）に基づき、総務省では、最適化計画の策定対象

とされている電波監理業務（PARTNER を含む。）について、業務処理の効率化、外部委託及びシステムの一元化・集中化等の改革事項を明記した見直し方針を策定した。（平成 16 年 10 月 22 日総務省行政情報化推進委員会決定）

併せて、電波監理業務について、上記見直し方針に沿って最適化の具体的な取組内容を明記した電波監理業務の業務・システム最適化計画（2005 年（平成 17 年）6 月 29 日 総務省行政情報化推進委員会決定）を策定した。

一方、電波監理業務の業務・システム最適化計画の策定後、「オンライン利用拡大行動計画」（2008 年（平成 20 年）9 月 IT 戦略本部）や「電子政府ユーザビリティガイドライン」（2009 年（平成 21 年）7 月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）など、電子政府の利用促進に関する省庁横断的な取組が決定されており、様々な環境の変化が生じている。このような中、PARTNER においては、レガシーシステムからの脱却の際に更新したシステムの機器更改の時期を迎えつつある状況を適切に踏まえ、電波監理業務やシステムのより一層の最適化を図るため、平成 24 年 3 月に電波監理業務の業務・システム最適化計画（2012 年（平成 24 年）3 月 30 日改定）の一部改定を行った。

*電波監理業務の業務・システム最適化計画

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/manasys/index/index.htm>

実施内容、最適化後の業務・システム概要、対象業務の内容については最適化計画を参照のこと。

(3) 本調達計画書の範囲

本調達計画書は、PARTNER に係る平成 27 年度の調達案件（WTO 調達案件）を対象範囲としている。

(4) システムの現況

PARTNER の全面更改は最適化計画の 1 年目（平成 17 年 5 月）に完了し、業務アプリケーションは既にオープンシステム上で稼働している。

その後、職員向けシステム及び国民向けシステムの機器については、平成 25 年度中に賃貸借期間が終了することを受け、機器の更改とそれに伴う業務アプリケーション移行及びデータ移行等を平成 24 年度から実施し、平成 26 年 1 月から更改後の機器において職員向けシステム及び国民向けシステムは稼働している。

一方、最適化計画における取組内容以外にも、新たな制度改正等に対応する上で必要となる新規機能開発及び機能拡充が必要となっている状況である。

(5) 他システムとの連携

PARTNER が連携する主な他システムの概要を表 1.2 に示す。

表 1.2 連携する他システム

No	外部接続システム名	連携内容
1	官庁会計事務データ通信システム (ADAMS II)	電波利用料の収納事務に関する事務手続きを行う。
2	マルチペイメントネットワーク (MPN)	電子申請の際の申請手数料及び電波利用料を電子納付により納付する場合の納付情報を取得する。
3	歳入金電子納付システム (REPS)	電子申請の際の申請手数料及び電波利用料を電子納付で納付する場合の納付番号・確認番号を取得し、納付状況を確認する。
4	コンピュータ郵便システム (ECOM)	コンピュータ郵便システムに債権に関する情報を提供し、電波利用料の納入告知書、督促状、催促状を発送する。
5	コンビニエンスストア納付の収納 代行業者システム	コンビニエンスストアにて納付された電波利用料の納付情報を取得する。
6	政府認証基盤 (GPKI)	電子申請の申請者の電子証明書の認証を行う。
7	総務省共通基盤支援システム	受付文書情報を格納するとともに、職員情報を入手する。
8	一般社団法人電波産業会 (ARIB) 技術計算システム	技術計算の方式・内容について協調する。
9	電波監視システム (DEURAS-I)	電波監視システムより法令違反情報を提供する。また、電波監視システムに対し免許の有効状況に関する情報を提供する。
10	電気通信行政管理システム (STARS)	電気通信行政管理システムより無線従事者情報を入手し、電気通信行政管理システムへ法令違反者情報を提供する。
11	外部収納機関システム	外部収納機関にて納付された電波利用料の納付情報を取得する。
12	登録証明機関等	技術基準適合証明及び工事設計認証の情報を取得する。

13	送料受取人払システム	免許状送付情報を取得し、免許状の配達情報を提供する。
14	電話応答システム	滞納者情報を電話応答システムへ引き渡す。 電話応答システムより納付指導の実績情報を取得する。

2 調達計画

(1) 設計・開発する情報システムの方式

PARTNER は、「電波監理業務の業務・システム最適化計画」（2005 年（平成 17 年）6 月 29 日 総務省行政情報化推進委員会決定 2012 年（平成 24 年）3 月 30 日改定）に基づく平成 17 年 5 月のシステム更改により、ハードウェアは既にレガシーシステムからオープンシステムに移行済みであり、業務アプリケーションは、最適化計画における将来体系に基づく機能構成となっている。

PARTNER における情報システムの方式を図 2.1 に示す。

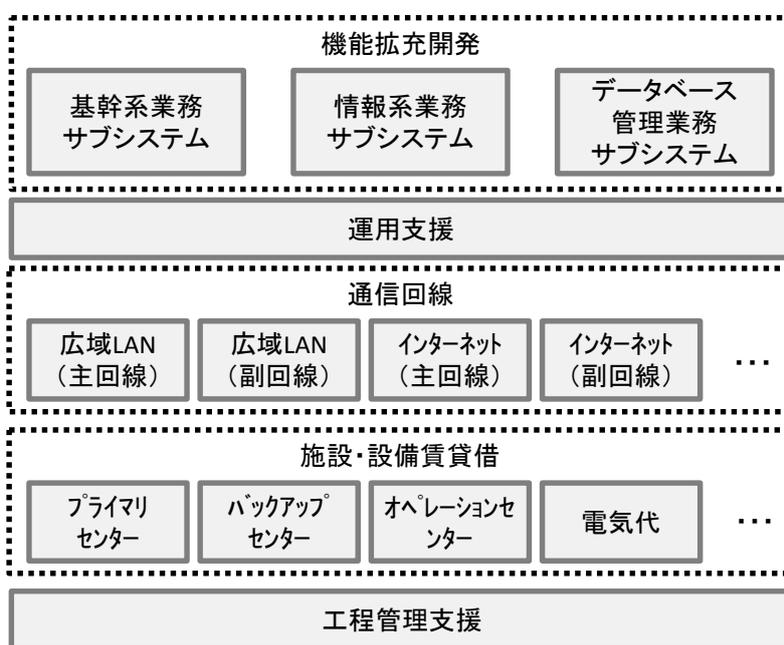


図 2.1 PARTNER における情報システムの方式のイメージ図

(2) 設計・開発の工程における分離調達の内容

PARTNER においては、同一の制度改正でほぼすべての機能に対して改修が発生するなど、業務アプリケーション間の依存関係が強いが、表 1.1 に示すとおり、大きく 3 つの業務群に分類することが可能であり、これら 3 つの業務区分の単位を業務サブシステムとして整理した。平成 27 年度はこれら 3 つの業務サブシステムのうち、基幹系業務サブシステム及び情報系サブシステムの一部機能についての機能拡充を予定している。

また、PARTNER が支援する業務、外部システム及び外部機関等の関係について図 2.3 に示す。

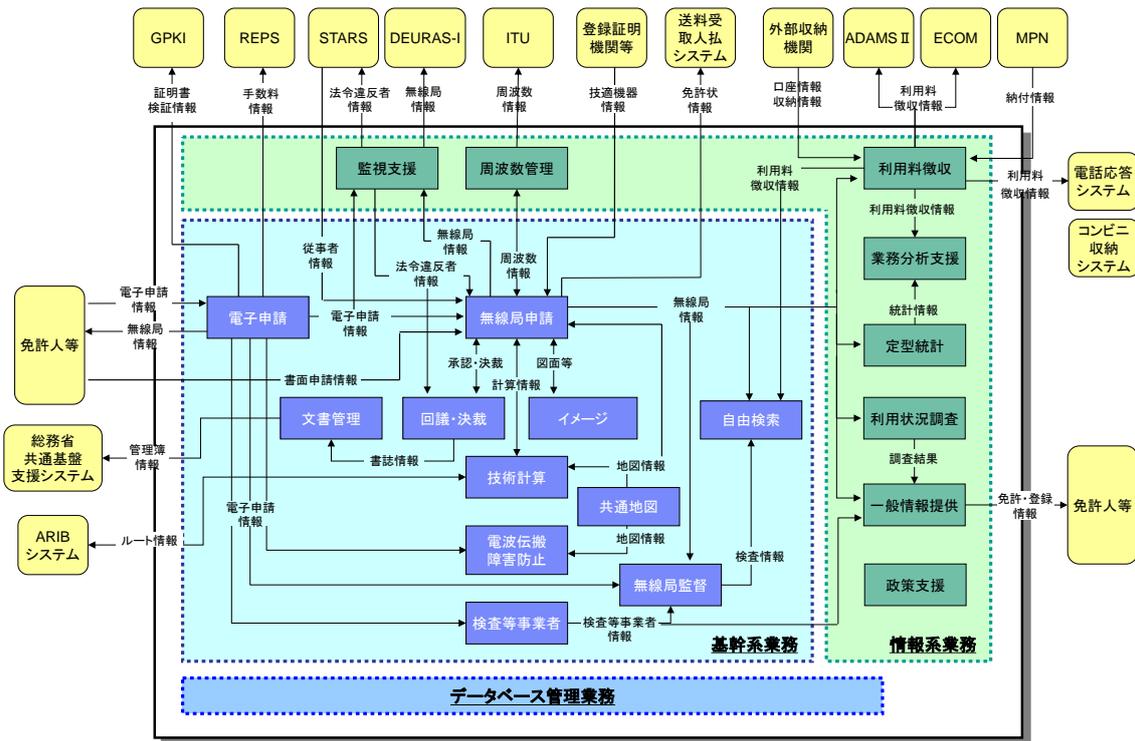


図 2.3 PARTNER が支援する業務、外部システム及び外部機関等の関係

(3) ハードウェアの調達状況

職員向けシステム及び国民向けシステムの機器については、平成 26 年 1 月を開始とする 39 か月の請負期間とした調達を平成 25 年度に実施したため、平成 27 年度はハードウェアの調達は実施しない。

(4) 運用の分離調達の内容

運用技術支援については、従来からハードウェア・ソフトウェアの調達と分離して調達を実施している。平成 26 年 1 月からの運用技術支援については、ハードウェア・ソフトウェアと同時期に更改するよう、平成 26 年 1 月を開始とする 39 か月の請負期間とした調達を平成 25 年度に実施した。

なお、運用技術支援にはインターネット・イントラネット向け Web コンテンツの修正に係る保守を含む。

(5) 各調達の概要

平成 27 年度に予定している各調達の概要を表 2.1 に示す。また、調達の全体スケジュールを図 2.5 に、各調達の日程を表 2.2 に示す。

表 2.1 各調達の概要

調達番号	調達名称	調達概要
調達①	基幹系機能拡充 設計・開発等の請負	制度改正に伴う、基幹系業務サブシステムの機能改修、利用者を対象としたユーザビリティの向上及び機能の強化に資する機能改修等を行う。
調達②	情報系機能拡充 設計・開発等の請負	制度改正に伴う、情報系業務サブシステムの機能改修、利用者を対象としたユーザビリティの向上及び機能の強化に資する機能改修等を行う。

(6) 各調達のスケジュール

平成 27 年度に予定している調達の全体スケジュールを図 2.5 に、各調達の日程を表 2.2 に示す。



図 2.5 PARTNER 全体スケジュール表

表 2.2 各調達のスケジュール

調達番号	調達名称	調達プロセス	日程
調達①	基幹系機能拡充 設計・開発等の 請負	仕様書案意見招請（官報公示）	平成 27 年 2 月上旬
		意見提出期限	平成 27 年 3 月上旬
		入札公告（官報公示）	平成 27 年 4 月下旬
		入札説明会	平成 27 年 5 月上旬
		提案書提出期限	平成 27 年 6 月中旬
		落札者決定	平成 27 年 6 月下旬
調達②	情報系機能拡充 設計・開発等の 請負	仕様書案意見招請（官報公示）	平成 27 年 2 月上旬
		意見提出期限	平成 27 年 3 月上旬
		入札公告（官報公示）	平成 27 年 4 月下旬
		入札説明会	平成 27 年 5 月上旬
		提案書提出期限	平成 27 年 6 月中旬
		落札者決定	平成 27 年 6 月下旬

3 その他

(1) 評価方式

各調達の評価方式（予定）を表 3.1 に示す。

表 3.1 各調達の評価方式（予定）

調達番号	調達名称	評価方式
調達①	基幹系機能拡充 設計・開発等の請負	一般競争入札（総合評価落札方式）
調達②	情報系機能拡充 設計・開発等の請負	

(2) 契約形態

各調達の契約形態を表 3.2 に示す。

表 3.2 各調達の契約形態

調達番号	調達名称	契約形態
調達①	基幹系機能拡充 設計・開発等の請負	請負契約（単年度）
調達②	情報系機能拡充 設計・開発等の請負	

(3) 知的財産権の取扱い

以下の内容を調達仕様書に記述する。

ア 本仕様書において納入される成果物及び開発・製造されたプログラムの著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て総務省に帰属するものとする。

イ アにおける総務省の専有に属する権利に係る請負者の実施又は使用については、別途協議の上決定するものとする。

ウ 本仕様書において納入される成果物及び開発・製造されたプログラムに第三者が権利を有する著作物等（「既存著作物」）が含まれる場合は、請負者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に総務省の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

エ 請負者は総務省に対し、一切の著作人権を行使しないこととし、また第三者にも行使させないものとする。

オ 本仕様書において納入される成果物及び開発・製造されたプログラムのうち、本システム全体のセキュリティを保全・維持するために必要な一切の部分については、第三者に開示若しくは実施又は使用させてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。ただし、当該部分について第三者への開示等が必要な場合は、主管課と事前に協議し、その承認を得ること。

カ 本仕様書に基づくシステム開発に関し、産業財産権、著作権等に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の負担において一切を処理すること。この場合、総務省は必要な範囲で訴訟上の防衛に関し請負者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

(4)入札制限、制約条件等

以下の内容を調達仕様書に記述する。

① 設計・開発、運用等事業者に対する入札制限

ア 本調達の仕様書策定に係る評価に直接関与した事業者は、本件請負者として認めない。

イ 次に掲げる案件については、本件の請負期間において同時に請け負うことができないものとする。

(ア) PARTNER の設計・開発・運用等業務に係るプロジェクト・マネジメント支援等業務の請負者

(イ) PARTNER に係る外部評価業務の請負者

(ウ) PARTNER に係るシステム監査業務の請負者

(エ) 政府 CIO 総務省担当 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く。以下「CIO 補佐官等」という。）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者、及びこの関連事業者

(オ) 政府 CIO 総務省担当 CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）

ウ ア及びイにおいて、事業者の関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者（以下「関連事業者」という。）が上記項目を満たす場合は、上記の入札制限を適用する。

② システム監査・外部評価に係る事業者に対する入札制限

ア PARTNERに係る最適化計画の策定支援（最適化の実施に係るシステム設計・開発に係る仕様書・提案依頼書の作成又は作成支援を含む。）並びに設計・開発・運用に関わる請負業務を実施した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者（以下「関連事業者」という。）ではないこと。

また、平成14年度から平成26年度までに、PARTNERの開発、運用、保守、プロジェクト・マネジメント支援及び機器の提供に直接又は間接的に携わっている者（以下「当該システム関係者」という。）ではないこと。

更に、当該システム関係者と資本関係又は人事面において直接関連がない者であること。

イ 本件請負者及びその関連事業者は、平成27年度において、以下の案件を請け負うことはできない。

(ア) PARTNERの設計、開発、運用、保守、機器の提供に関する業務

(イ) (ア)に係るプロジェクト・マネジメント支援業務

(ウ) 上記のほか、調達仕様書等の評価を行った案件業務

4 妥当性証明

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室長 越後 和徳

5 窓口連絡先

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

課長補佐 佐藤 善昭

システム計画係長 高山 久典

電話：03-5253-5881

E-mail：systemline@ml.soumu.go.jp

6 調達計画書の改定方針

以下に該当する場合は、本調達計画の適宜改定を行う。

(1) 本調達計画書に記載される内容について、より詳細な情報が確定した場合

(2) 本調達計画書に記載される内容について、適切な事由により変更が必要と認められた場合